

# 防災シンポジウムの開催

未曾有の大震災を市民や関係機関の皆様方と今一度振り返って検証し、災害対応における課題等を共有するとともに、市をはじめ自主防災会、民生委員・児童委員、市民の災害時における役割を再確認することを目的として「ひたちなか市防災シンポジウム」を平成23年11月15日、那珂湊総合福祉センター（しあわせプラザ）で開催しました。

シンポジウムの第一部で、市から災害の被害状況や市の対応について報告しました。第二部では、5名のパネリストから、東日本大震災での対応、課題等が報告され、コーディネーターを中心にパネル・ディスカッションを行いました。

当日は、市内の自主防災会の皆様方や防災関係者、また、市が災害時応援協定を締結している千葉県市川市および神奈川県茅ヶ崎市の防災担当職員など、349名に参加していただきました。また、館内のホワイエでは、水戸気象台による気象や防災関連のパネル展示も行われました。



市防災シンポジウム（しあわせプラザ）

## コーディネーター

財団法人市民防災研究所

事務局長兼調査研究部長

細川 顕司 氏

## パネリスト

津田第二自治会長

市野 沢 猛 氏

龍之口町自治会長

三浦 實 氏

ひたちなか市第3地区民生委員・児童委員

高橋 忠幸 氏

ひたちなか市ボランティア連絡協議会長

斉藤 利子 氏

ひたちなか市市民生活部長

山村 均 氏

## 津田第二自治会 市野沢会長 地域力の発揮

「市毛公民館での会議中に大地震が発生しました。自宅に向かいながら頭に浮かんだことは、地域内における火災や怪我人、家屋の倒壊はないか、一人暮らしの高齢者の安否でした。地域を確認すると火災、けが人はなく、屋根瓦や塀の破損はあるものの家屋の倒壊はありませんでした。高齢者は不安な表情でおびえていました。」

震災当時、街中にはがれきが散乱していたことから、自主防災会では、2トングダンパーを調達し、倒壊したブロック塀や大谷石などがれき処理に当たりました。また、断水が長期化する中、幸いにも津田地区には井戸のある家庭が多いことから、家用発電機を用いて井戸水を確保し、地域の方々に提供しました。

今後の課題としては、備蓄品を備えた避難場所の確保、地域内の危険箇所等の点検・確認によるマップの作成、防災訓練や防災研修会を通じた防災知識の普及啓発などがあると考えています。」



津田地区のがれき処理活動状況



津田地区の給水活動

## 60歳代が大活躍した 龍之口町自治会

「龍之口町自治会は、世帯数185世帯、高齢化率約46%で那珂川河口（海門町）に位置しています。自治会内の災害時要援護者は32名います。震災当時は、平日の昼間であつたことから、若い人たちは仕事のため不在で、要援護者の安否確認や避難支援は、60歳代の地域住民が対応に当たりました。

海門町の津波による被害は、床上浸水54戸、床下浸水92戸でしたが、幸いにも人的被害はありませんでした。

当該地域に生活している住民は、チリ地震による津波警報に伴う避難から東日本大震災を含めると4回避難しており、日頃から避難ルートと避難場所を確認しているなど、津波に対する高い危機意識を持っています。

当時の対応を振り返りますと、避難しなかつた家族がいたこと、人員の確保を含め自主防災会組織の在り方、災害時要援護者が避難したか否かの目印などの課題があげられます。」

## 民生委員・児童委員の活動

「六ツ野地区民生委員・児童委員は、平成18年4月から、災害が発生したとき、災害時要援護者の安否確認・支援を一人も見逃さないよう、自治会と連携して取り組んでいます。

その内容は、要援護者の調査票台帳を整理し、それぞれの要援護者に地域の支援者と担当民生委員を定め、支援者の支援手順を記載した台帳を作成し、自治会長と要援護者、要支援者、民生委員それぞれに配布しております。また、要援護者早見



那珂川河口に押し寄せた津波

一覧表や要援護者支援マップを作成し、防災訓練を通して支援訓練を実施してきました。

3月11日、地震の被害は多岐にわたり自主防災会人員の確保が思うようではなく、訓練のように円滑ではなかつたものの、要援護者63名中61名の安否を確認することができました。

六ツ野自治会館を避難所として開設し、交代体制のもと徹夜の支援、翌日12日朝から炊き出しも行うなど、避難所支援にも当たりました。

その他、要援護者への飲料水の配布や災害情報の提供、塀や倒壊物の片付け応援等の対応に当たりましたが、民生委員自身も被害に遭い対応の課題を残しました。

災害への備えとしては、防災訓練の継続、地域支援者の基本は「向こう三軒両隣り」、震災で経験したことを自主防災に活かすことです。また、水の確保や要援護者以外の高齢者の支援、自治会未加入者の支援をどうするかが課題です。」



六ツ野自治会の防災訓練



自治会による食料の配布



ひたちなか市総合福祉センター内に設置された災害ボランティアセンター

ひたちなか市ボランティア

連絡協議会 斉藤会長

### 温かい思いやりの気持ち

「震災当日、北茨城市での会議に出席していました。社会福祉協議会職員と自動車で帰途につき、自宅までは8時間かかりました。」

3月14日、社会福祉協議会に手伝うことがあるか電話をしたところ、ひたちなか青年会議所と災害ボランティアセンターの設置について協議中とのことで、協力要請があり、登録しました。

3月16日に社会福祉協議会に「ひたちなか市災害ボランティアセンター」を設置し活動を開始いたしました。

災害ボランティアには332名の大勢の方々に登録をいただき、避難所の食事づくりや給水パックづくり、支援助物の仕分け、片づけレスキュー隊などの活動をいただきました。

ボランティアの中には、自身が被災された方や以前ひたちなか市に住んでいた県外の方などもおり、温かい思いやりの気持ちから私自身元気をいただきました。」



ボランティアによる救援物資の仕分け



ボランティアによるがれきの撤去

## パネル・ディスカッション のまとめ

津田第二自治会 市野沢会長

「東日本大震災では、非常食の確保が問題であった。今後は、地域内みんなの防災意識の向上を図り、各家庭においても非常食を備蓄していただけるよう取り組んでいきたい。」

また、停電対策についても、非常用発電機を備え、非常時に明かりが確保できるよう災害に備えた対策に取り組んでいきたい。」

龍之口町自治会 三浦会長

「災害はいつ起きるかわかりません。平日に災害が起きた場合の自主防災組織の在り方について考えていかなければならないと思います。」

防災訓練については、津波、洪水など、地域において想定される災害を想定した防災訓練が必要であると思います。今回の災害において、自主防災会は一生懸命対応したと思います。しかし、横のつながりが希薄だったような気がします。災害ボランティアにも繋がる話ではありませんが、今後考えていきたいと思えます。」

ひたちなか市ボランティア

連絡協議会 斉藤会長

「災害を通して、助け合うことの大切さと支援していただく有難さを学びました。」

防災の備えとして、3日分の飲料水と食料を確保して行くよう心掛ける必要があると思います。

また、災害時には、大事な宝物を持ち出せるよう準備しておくことも必要に感じています。

災害ボランティアに協力いただきました皆様に心から感謝をいたします。」



ボランティアによる紙芝居

第三地区民生委員児童委員 高橋委員

「地域の防災は、家庭の防災から始まります。各家庭で出来るものは、家庭でやっていたらいいと思います。そのことに対する地域へのPR、徹底は今後も続けていかなければならないと考えています。」

今後の災害に備えて、「向こう三軒両隣り、地域の絆」を深めていく必要があると思います。」

ひたちなか市市民生活部 山村部長

「行政の役割として、市民の生命、財産を守っていかなければなりません。それが、市の責務と考えています。」

東日本大震災における課題や問題を整理して、地域防災計画を見直してまいります。

防災は、行政だけでは対応できないものもありますので、自主防災会など地域の皆様のご協力をお願いします。」

細川コーディネーター

「3月11日に思いもしない経験をされました。この程度で済んでよかった、これは大変だという気持ちをこれから活かしていただきたいと思えます。南関東直下型地震が想定されていますが、茨城県は地震が頻発している地域であります。いつか来ると考え、自分が出ること、地域で出来ることを一つ一つやっていたきたいと思えます。」

防災については、間違っても初めから百点を目指してはいけません。防災に百点満点はありません。今回の震災も想定外と言われました。想定を超えた災害に満点の答えは書きません。各家庭が何点かわかりませんが、一点ずつ上積みすることを考えていただきたい。」

防災の基本は、まず自分、家族です。命がつかねばよい。食料よりは、我が家で怪我をしない、死なないうような家具の留め具などの手当てをしてください。また、日頃から、顔の見えるお付き合いしておくことが大切です。今回の大震災の経験を、特に大規模な地震が来たときに活かしていただきたいと思えます。」



ひたちなか市総合防災訓練における避難訓練（平成24年8月25日）



茨城新聞記事（平成24年8月26日版）

## ○平成24年度総合防災訓練の実施

これまでの防災訓練は、毎年、地域や災害想定を変えながら、会場周辺の自主防災会および消防をはじめとする関係機関の参加により実施してきました。地域においては、震災を契機として「自分の身は自分で、地域は地域で守る」といった防災意識がより一層高まっています。

これを受けて、平成24年度総合防災訓練は、各自主防災会それぞれが避難計画や災害時要援護者の安否確認

認計画等を作成し、実践的な訓練を実施しました。

市は、地域住民の避難訓練と連携し、避難所の開設・運営訓練や避難所と本部との通信連絡訓練、また、本部機能訓練などを実施しました。

社会福祉協議会では、福祉避難所の運営訓練や関係団体が参加し、災害ボランティアセンターの設置運営訓練を行うなど、市をあげて訓練を実施しました。



はしご車によるマンションからの救出訓練



車両搭載型簡易タンクを用いた給水訓練



災害対策本部機能訓練



自主防災会の備蓄物資の確認



自主防災会の初期消火訓練



介護士による福祉避難所運営訓練



看護師による避難者の健康管理などの巡回訓練



自主防災会による炊き出し訓練



市社会福祉協議会による災害ボランティアセンター設置運営訓練

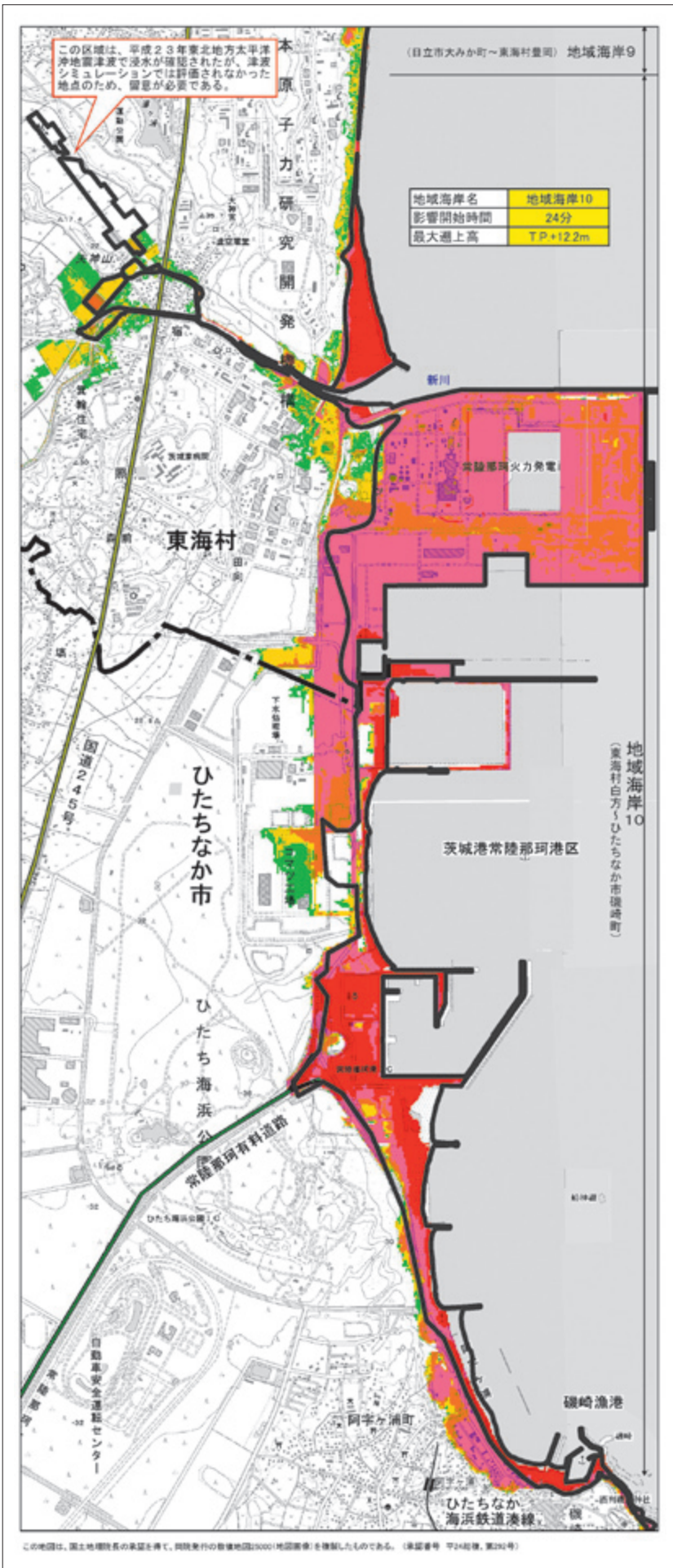
## ○津波浸水想定区域の見直し

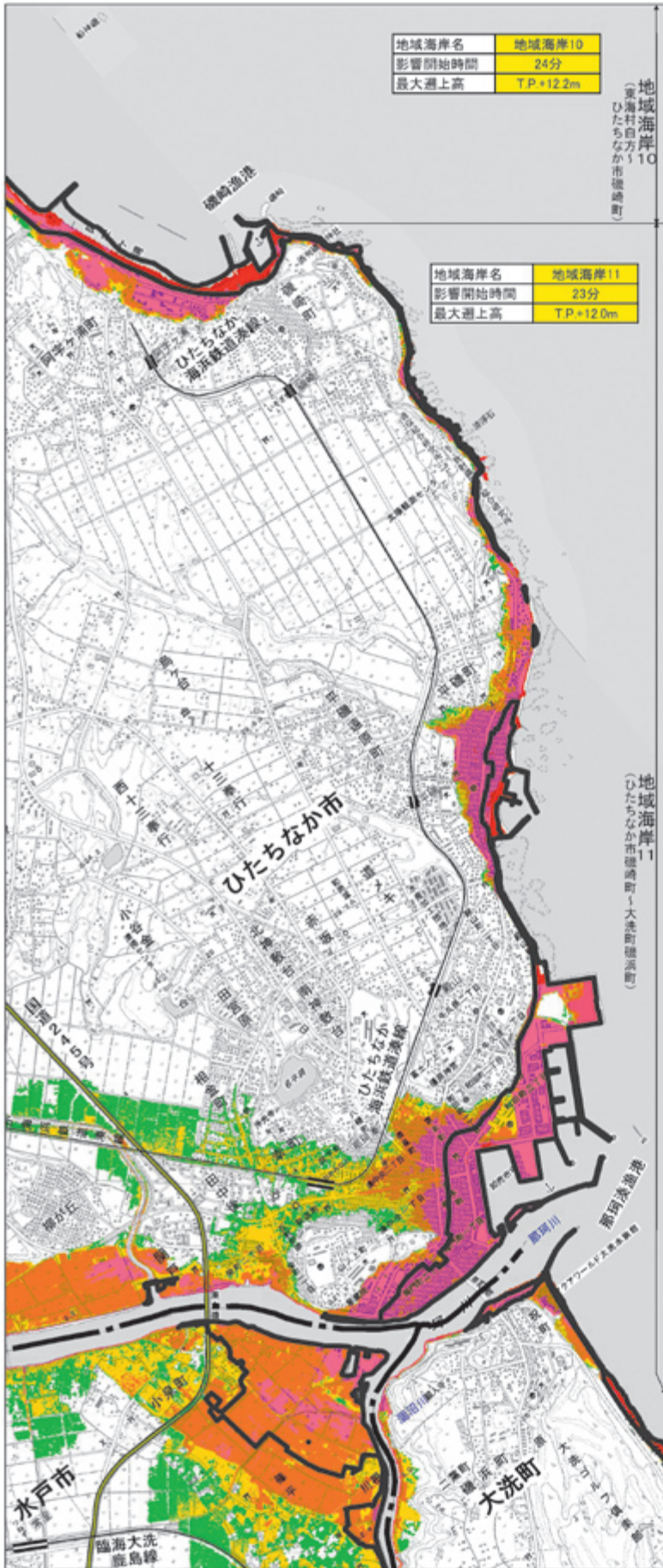
平成23年3月11日に発生した東日本大震災による甚大な津波被害を受け、内閣府中央防災会議専門調査会では、新たな津波対策の考え方を平成23年9月28日（東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告）に示しました。

この中で、今後の津波対策を構築するにあたっては、基本的に「防波堤など構造物によって津波の内陸への侵入を防ぐ海岸保全施設等の建設を行う上で想定するレベル1津波」と「住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想定するレベル2津波」の2つのレベルの津波を想

定する必要があるとされました。茨城県では、茨城沿岸津波対策検討委員会を設置し、レベル1津波に対する津波対策として、護岸・堤防等の堤防整備検討の目安となる「目指すべき堤防高」、また、レベル2津波に対して総合的防災対策を構築する際の基礎となる「津波浸水想定」に

ついて検討がされ、平成24年8月24日に公表されました。  
市は、津波浸水想定区域の公表を受け、津波ハザードマップ改訂版を作成し、津波浸水想定区域内の全世界に配布します。（平成25年度初旬配布予定）





地域海岸10  
(東海村北方市境隣町)

地域海岸11  
(ひたちなか市市境隣町・大洗町隣町)



**【留意事項】**

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 津波浸水想定は、浸水域や浸水深等は、「何としても人命を守る」という考えの下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深等は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 浸水域や浸水深等は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局所的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 本津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。
- 東北地方太平洋沖地震に伴う津波の浸水域（実績）は、実際の浸水域等とは異なる場合があります。

**【用語の解説】**

(1) 海岸の区分について

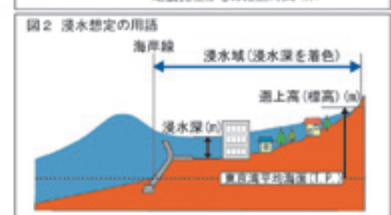
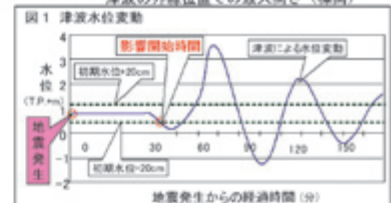
- 地域海岸：茨城沿岸を湾の形状や山付け等の自然条件や、東北地方太平洋沖地震津波の浸水域等から区分したものである。

(2) 津波水位変動について（図1参照）

- 影響開始時間：海を伝ってきた津波により、海岸線において初期水位から±20cm（海辺にいる人々の人命に影響が出る恐れのある水位変化）の変化が生じるまでの時間

(3) 浸水想定について（図2参照）

- 浸水域：海岸線から陸地に津波が遡上した外縁までの範囲
- 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置にきたときの地面から水面までの高さ
- 最大遡上高：各地域海岸において、海岸線から陸地に遡上した津波の外縁位置での最大高さ（標高）

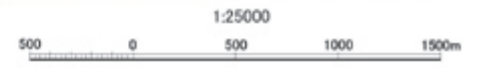


**凡例**

浸水深等	
0.3m未満	緑
0.3m以上 1.0m未満	黄緑
1.0m以上 2.0m未満	黄
2.0m以上 5.0m未満	オレンジ
5.0m以上 10.0m未満	赤
10.0m以上 20.0m未満	紫
20.0m以上	黒

各地域海岸で予測される影響開始時間・最大遡上高	
地域海岸名	白
影響開始時間	黄
最大遡上高	赤

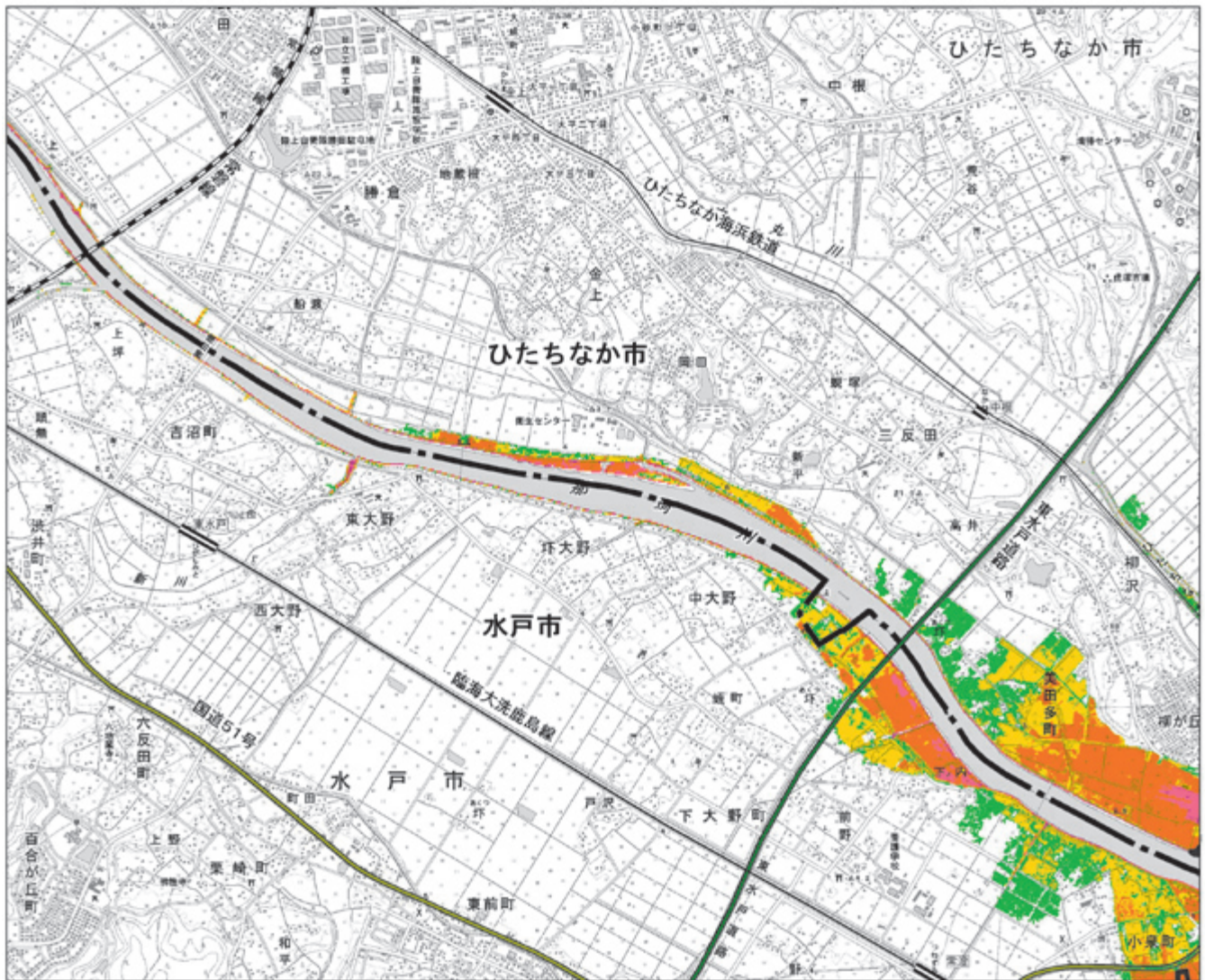
○東北地方太平洋沖地震津波による浸水域（実績）



この地図は、国土院院長の承認を得て、国土地理院の数値地図25000（地図番号）を複製したものである。（承認番号 平24地保第289号）

平成24年8月作成





## 津波対策を構築するにあたって想定すべき津波レベルと対策の基本的考え方

今後の津波対策を構築するにあたっては、基本的に二つのレベルの津波を想定する必要がある。

### 比較的頻度の高い津波(L1 津波)

#### ■津波レベル

発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波(数十年から百数十年に1回の頻度)

#### ■基本的考え方

- 住民財産の保護、地域経済の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、**海岸保全施設等を整備**
- 海岸保全施設等については、発生頻度の高い一定程度の津波高に対して整備を進めるとともに、設計対象の津波高を超えた場合でも、**施設の効果が粘り強く発揮できるような構造物を整備**していく。



堤防整備等の目安となる「**目指すべき堤防高**」を設定

### 最大クラスの津波(L2 津波)

#### ■津波レベル

発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波

#### ■基本的考え方

- 住民等の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸に、とりうる手段を尽くした総合的な津波対策を確立
- 被害の最小化を主眼とする「**減災**」の考え方にに基づき、対策を講ずることが重要である。そのため、海岸保全施設等のハード対策によって津波による被害をできるだけ軽減するとともに、**それを超える津波に対しては、ハザードマップの整備など、避難することを中心とするソフト対策を実施**していく。



ソフト対策を講じるため基礎資料の「**津波浸水想定**」を設定